

消防本部からのお知らせ

火災は大切なものを全て奪います。
一人ひとりの目頃の防火意識で火災の発生を防ぎましょう。



『消しましょう その火その時 その場所で』 春の全道火災予防運動を実施します 4月20日(木)～30日(日)

この運動は、空気が乾燥し、火災の発生しやすい時季を迎えることから、火災予防の一層の普及を図り、火災による死傷事故や財産の損失を未然に防ぐため、毎年実施しています。

運動期間中は、消防車による広報を実施するほか、4月20日(木)に、イオン登別店で防火啓発品の配布や住宅用火災警報器設置済シール交付の臨時窓口の開設などを行います。



登別消防火災予防
キャラクター
ばん平くん

昨年、市内では11件の建物火災が発生しました。建物火災を防ぐため、『3つの習慣・4つの対策』を実践しましょう。

【3つの習慣】

- 寝たばこは絶対にしない
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- 高齢の方や障がいのある方などを守るために、隣近所の協力体制をつくる

つけていますか 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は火災時の煙を早期に感知し、警報音で知らせてくれます。

皆さんの大切な家族や自分自身、財産などを守るため、まだ取り付けしていない家庭は必ず設置しましょう。

また、すでに設置されている家庭は、定期的に本体の清掃や作動確認を行い、製造から10年を経過している警報器は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、交換を推奨しています。

※消防署では、住宅用火災警報器や消火器の販売などは一切行っていません。

※住宅用火災警報器の設置場所や設置方法など、詳しくは消防本部、消防署、各支署にお問い合わせください。



▲住宅用火災警報器の一例



消防本部 (☎05 9 6 1 1)、消防署 (☎05 2 5 5 1)、登別温泉支署 (☎04 2 3 1 9)、
登別支署 (☎03 1 1 1 5)、鷺別支署 (☎06 7 3 5 9)